

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 12 月に婚姻し、同居していた義母に国民年金保険料を納付してもらっていたつもりだった。その後、44 年に A 郡 B 町（現在は、C 市）に引っ越し、毎月、自分で保険料を納付していたが、長男が生まれて 1 年ぐらい後に役場の職員と年金の話になり、私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納になっており、遡って納付できるので納付した方が良いと言われ、申立期間の保険料を分割して納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を分割納付したとする時期（申立人の長男が生まれて 1 年ぐらい後から 1 年間程度）は、第 1 回特例納付が実施されていた時期とおおむね一致する上に、申立期間は強制加入期間である。

また、申立人は、「毎月、2,000 円から 3,000 円程度の国民年金保険料を 1 年間は分割納付した。」と主張しているところ、申立人が主張する納付金額及び納付頻度で国民年金保険料を納付した場合の合計金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の合計金額とおおむね一致する上、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間後に過年度納付の記録は確認できないなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の妹は、「私が婚姻する前に父と姉が国民年金保険料を分割して納付しないといけないと話していたのを覚えている。その後、支払いが終わったと聞いた記憶もある。」と供述している。

加えて、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 44 年 8 月までの期間において、申立人の国民年金被保険者台帳の記録とオンライン記録が一致していないなど、当時行政側の記録管理に不備があった可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 1376 (事案 901 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間①については、A市の国民年金嘱託員が店舗に集金に来ていれば、必ず国民年金保険料を納付していたので、未納の記録となっていることは無いと思う。

また、申立期間②について、前回のあっせんで第三者委員会は夫婦が転居したため郵便物等が届かず未納となったのではないかと解釈しているが、当該期間とその前後の期間において、A市の国民年金嘱託員に集金に来てもらっていた店舗の所在地に変更は無く、かつ、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みの記録となっており、当該期間のみ国民年金嘱託員が店舗に集金に来なかったということは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料をA市の国民年金嘱託員に納付していたと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①の直前の昭和49年10月から50年3月までの保険料は同年8月18日に、同年4月から51年3月までの保険料は同年9月30日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できること、また、申立期間②については、申立人が、自宅をA市B区C町から店舗の所在する同市B区D町に移したと供述しているところ、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳を見ると、「不在被保険者」等の記載がみられることから、納付書が申立人の自宅に届かず保険料を納付できなかった可能

性がうかがわれること、さらに、申立期間①及び②は、申立人の妻も未納とされている上、国民年金嘱託員も特定できず、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる関係者等の供述も得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月15日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立期間②について、申立人は、当時経営していた店舗まで国民年金嘱託員に集金に来てもらい、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i)申立人が経営していた2店舗は登記簿謄本等からみて、少なくとも1店舗は申立期間②当時存在したこと、ii)A市に改めて照会した結果、申立人が申立期間②当時居住していた地区(A市B区E地区(C町及びD町を含む。))を担当していた国民年金嘱託員が判明し、当該国民年金嘱託員は、「昭和55年度から63年度頃まで同地区を継続して担当していた。当時の国民年金嘱託員は、国民年金被保険者の届出住所とは異なる店舗に集金に行く便宜を図っており、未納被保険者がいれば納付を促すとともに、納付できない事情があれば申請免除の手続を促すなど、担当する被保険者宅を頻繁に訪問していた。」、また、「領収書方式による集金で、持参した領収書に、納付金額、納付期間など必要事項を記載して、手交していた。」とそれぞれ供述していることから、当該国民年金嘱託員が、申立期間②当時、申立人が経営する店舗を全く訪問しなかったとは考え難く、仮に当該期間の納付書が申立人宅に届いていなかった場合でも、申立人は当該国民年金嘱託員に保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、上記の国民年金嘱託員が申立人の居住地区の担当となった昭和55年4月から58年12月までは、申立期間②を除いて、現年度納付の記録となっているほか、申立人夫婦の経済状態に変動があった事情も見当たらない。

- 3 一方、申立期間①については、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料をA市の国民年金嘱託員に納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立期間①の直前の昭和49年10月から51年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、過年度保険料は国民年金嘱託員に納付できないことから、申立人の主張と相違している。

また、申立期間①については、申立人の妻も未納とされている上、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる国民年金嘱託員等の供述も得られず、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和52年7月から同年12月まで
③ 昭和57年4月から58年3月まで

昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料について、私か夫のどちらかが、当時経営していた店舗に集金に来ていた国民年金嘱託員に夫婦二人分を納付していた。

また、昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの保険料も、夫婦二人分を国民年金嘱託員に納付していたにもかかわらず、夫は納付済みとなっているのに対し、私だけが未納となっている。

さらに、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料についても、店舗の所在地に変更はなく、国民年金嘱託員に集金に来てもらっていた。

このように、申立期間①、②及び③については、国民年金嘱託員に保険料を納付していたはずなのに、未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとされている。

また、申立期間②当時、申立人が居住していた A 市における国民年金保険料の収納は、3 か月ごとに当該期分の納付書を送付していたことが確認できるところ、申立期間前後の第 1 期（4 月から 6 月まで）及び第 4 期（1 月から 3 月まで）が納付済みで、申立人はその間の第 2 期（7 月から 9 月まで）及び第 3 期（10 月から 12 月まで）の納付書についても受け取って

いたものと考えられる上、申立人は「当時は、店の経営は安定しており、保険料を納付できない経済状態ではなかった。」と供述していることから、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったことがうかがわれ、申立人が申立期間②のみをあえて納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間③について、申立人は、当時経営していた店舗まで国民年金嘱託員に集金に来てもらい、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i)申立人の夫が経営していた2店舗は登記簿謄本等からみて、少なくとも1店舗は申立期間③当時存在したこと、ii)A市に照会した結果、申立人が申立期間③当時居住していた地区(A市B区C町)を担当していた国民年金嘱託員が判明したが、当該国民年金嘱託員は、「昭和55年度から63年度頃まで同地区を継続して担当していた。当時の国民年金嘱託員は、国民年金被保険者の届出住所とは異なる店舗に集金に行く便宜を図っており、未納被保険者がいれば納付を促すとともに、納付できない事情があれば申請免除の手続を促すなど、担当する被保険者宅を頻繁に訪問していた。」と供述していることから、当該国民年金嘱託員が、申立期間③当時、申立人の夫が経営する店舗を全く訪問しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、上記の国民年金嘱託員が申立人の居住地区の担当となった昭和55年4月から58年12月までは、申立期間③を除いて現年度納付の記録となっているほか、申立人夫婦の経済状態に変動があった事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料をA市の国民年金嘱託員に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①の直前の昭和49年10月から50年3月までの保険料は同年8月18日に、同年4月から51年3月までの保険料は同年9月30日にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、過年度保険料は国民年金嘱託員に納付できないことから、申立人の主張と相違している。

また、申立期間①については、申立人の夫も未納とされている上、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる国民年金嘱託員等の供述も得られず、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年12月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は32万円、同年10月から20年1月までは38万円、同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年5月1日から20年7月1日まで
② 平成19年9月5日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成19年5月から20年6月までの標準報酬月額は、国の記録では15万円とされているが、実際の給与支給額より低く記録されている。また、19年9月に賞与が25万円支給されたにもかかわらず、その記録は無く、これらのことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出され

た給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額、及びB町から提出された申立人に係る所得・住民税等文書照会回答書により、平成19年5月及び同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は32万円、同年10月から20年1月までは38万円、同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、25万円の標準給与額に見合う給与額が支給され、24万5,000円の標準給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準給与額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う給与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 26 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 5 月 11 日まで

年金事務所の記録では申立期間①及び②に係る脱退手当金を支給した記録になっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、本件では申立期間①及び②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされていないが、申立人が脱退手当金の支給を請求するに当たってこれらの被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間①及び②並びにこれらの間にある2回の被保険者期間の計4回の被保険者期間は、当時同一の被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、一部の期間についてしか脱退手当金が支給されていないことは事務処理上も不自然である。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約2か月後の昭和44年10月1日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得し、その後10か月間、当該事業所で勤務していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間②に申立人が勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている女性57人(申立人を除く。)のうち、脱退手当金の受給要件を満たす14人について、脱退手当金の受給記録を調査したところ、脱退手当金を受給している者は一人のみであることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

広島国民年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月まで

私の母親が私の国民年金の加入手続をいつ頃行ってくれたのかは不明であるが、当時居住していた A 町（現在は、B 市 C 区）の地域の集落の月番で、国民年金保険料を納付してくれていたことを覚えている。

当時、私が居住していた A 町には 5 つの集落があり、その住民のほとんどが農業従事者だったので、集落の全員が国民年金に加入していたはずである。

また、母親は他界しているが、母親が残した日記に年金の支払いをしたことが記述されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた A 町の集落において、国民年金への加入や同保険料の納付に係る活動が積極的に行われていた状況が、申立人や近隣の者の供述からうかがわれる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日等から、昭和 45 年 6 月頃に払い出されたものと推認される上、申立人の国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は同年 5 月 16 日に初めて被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた A 町に払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出管理簿により確認したが、申立人の氏名は確認できず、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が書いたとする日記には、「年金かけました。」等の記述が計 3 回確認できるものの、国民年金保険料の定期的な納付の記録と

みるには不十分なものであること、及び当該日記には申立期間当時のものとは考え難い記述が散見されることから、当該日記を申立期間における申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける資料とみることはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月から 38 年 1 月まで

私は、昭和 36 年 6 月、A 事業所所有の「B 丸」に乗船中に業務上のけがを負い、1 年程度 C 地の病院に入院した。船員保険が無ければ手術を受け、1 年間も療養することは無理だったと思うので、申立期間について船員保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に乗船勤務していたとする「B 丸」と船名が同一の船舶が、申立期間当時、船舶登録されており、申立人が当時の事業主、船長及び同僚であったとする 3 人が当該船舶の所有者として船舶原簿に記載されていることが確認できる。

しかしながら、船員保険の適用事業所記号払出簿を見ると、当該船舶の所有者 3 人は、申立期間において同払出簿に記載が無く、船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は申立期間当時のけがにより手術、入院した際の療養費は、船員保険により支出されたはずと主張している一方で、手術、入院等の費用は事業主が支払っていたとしており、船員保険から給付を受けたことを示す具体的な供述は得られない上、申立人が手術を受け入院していたとする病院に当時の資料は残っていない。

さらに、申立期間当時の事業主や申立人が一緒に乗船していたとする船長を含む同僚 4 人は既に死亡しており、当時の状況について確認することができない上、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から 60 年 8 月 10 日まで
私は、A社に3回勤務したが、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、2回の加入記録しか無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録を見ると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間には、雇用保険の加入記録も確認できるものの、申立期間についての加入記録は確認できない上、同社が加入しているB厚生年金基金から提出された加入員記録によると、申立人の加入記録はオンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立期間当時、申立人は当社に在籍していなかった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入については知らない旨供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の健康保険被保険者番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。